



三 労 発 基 0 9 1 4 第 号  
令 和 2 年 9 月 1 4 日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
に係る具体的事項について

平素は、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月1日に、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）が公布され、順次施行されることとなりました。

さらに、令和2年7月27日に改正省令による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「告示」という。）の告示がされ、令和5年10月1日から施行されることとなっています。

今般、別添のとおり告示第3条の規定に基づき分析調査講習の実施に関し必要な事項が定められましたので、傘下の団体、会員事業場等へ周知いただきますようお願いいたします。